

復興大臣 渡 辺 博 道 様

要 望 書

平成30年11月2日

福 島 県 田 村 市 長 本 田 仁 一

福 島 県 南 相 馬 市 長 門 馬 和 夫

福 島 県 双 葉 郡 広 野 町 長 遠 藤 智

福 島 県 双 葉 郡 川 内 村 長 遠 藤 雄 幸

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から7年が過ぎ、未だに風評等の影響は大きいものの復旧・復興に向け全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、未だに多くの住民が避難生活を続けており、帰還した住民も含めて、健康面や経済面において不安を抱えた生活を送っております。

また、次代を担う子育て世帯の帰還が少ないことに危機感を抱いており、生産年齢人口の縮小から労働力の確保も課題となっております。

このことから、復興のみならず更なる発展に向けて加速していくためには、住民の生活再建に対する継続的な政策支援と産業基盤再生への国の様々な支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応を頂くよう、強く要望いたします。

記

1 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援の継続について

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険の利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の全額免除について、国の特別の財政支援を平成31年度以降も継続し、所得制限を廃止すること。

また、全額免除の縮小、終了に向けては当該被保険者への十分な周知期間について確保すること。

2 高速道路無料措置の継続について

現在でも多くの住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については平成32年度以降も継続して実施すること。

3 復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保について

原子力被災地域等の産業復興及び地域経済の発展のため、次の補助金について、平成31年度以降も十分な予算を確保した上で事業を継続すること。

また、3箇年の複数年計画に対応できるよう事業期間を延長すること。

- ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
- ・ 福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
- ・ 地域復興実用化開発等促進事業費補助金

4 復興庁後継組織の設置について

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から7年が経過したものの、東日本大震災復興基本法に規定された基本理念である、被災者による自発的な協働や新たな地域社会の構築に至るまでの地域社会の絆の維持及び強化には至っていないことから、被災地の聞き取り調査を十分に踏まえ、平成33年度以降の復興施策推進に向けて、復興庁後継組織の在り方を早急に示すこと。

5 地域医療の充実について

原子力災害の影響等による深刻な医師不足の状況に鑑み、国が前面に立って、被災地域の医療崩壊の危機を乗り越えるための支援策及び十分な財政支援を講ずること。

特に、次代を担う子どもたちの安全・安心を確保するため、慢性的に不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど、実効性のある支援策を講ずること。